

Q6-12. 交際費の税務上の損金算入限度額について教えてください。

交際費とは、会社がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいいます。業務上直接支払った交際費で適切な証憑類を取得しているものについては、売上高、仕入高などを基準とした限度額までを損金として計上できます。なお、青色申告書の使用認可を受けているか、あるいは会計士の税務監査を受けている場合は、損金算入の枠が拡大されます。損金算入枠は下記の通りであり、これらの合計が損金算入限度額となります。

1. 仕入高ベース		
仕入高	税務監査を受けている者 または青色申告者	普通申告者
～NT\$30,000,000	仕入高の0.2%	仕入高の0.15%
NT\$30,000,001～NT\$150,000,000	仕入高の0.15%+NT\$15,000	仕入高の0.1%+NT\$15,000
NT\$150,000,001～NT\$600,000,000	仕入高の0.1%+NT\$90,000	仕入高の0.05%+NT\$90,000
NT\$600,000,001～	仕入高の0.05%+NT\$390,000	仕入高の0.025%+NT\$240,000

2. 売上高ベース		
売上高	税務監査を受けている者 または青色申告者	普通申告者
～NT\$30,000,000	売上高の0.6%	売上高の0.45%
NT\$30,000,001～NT\$150,000,000	売上高の0.4%+NT\$60,000	売上高の0.3%+NT\$45,000
NT\$150,000,001～NT\$600,000,000	売上高の0.3%+NT\$210,000	売上高の0.2%+NT\$195,000
NT\$600,000,001～	売上高の0.15%+NT\$1,110,000	売上高の0.1%+NT\$795,000

3. サービス売上高ベース		
役務収入額	税務監査を受けている者 または青色申告者	普通申告者
～NT\$9,000,000	役務収入の1.2%	役務収入の1%

NT\$9,000,001～NT\$45,000,000	役務収入の0.8%+NT\$36,000	役務収入の0.6%+NT\$36,000
NT\$45,000,001～	役務収入の0.6%+NT\$126,000	役務収入の0.4%+NT\$126,000

4. 運輸サービス売上高ベース		
運賃収入	税務監査を受けている者 または青色申告者	普通申告者
～NT\$30,000,000	運賃収入の0.7%	運賃収入の0.6%
NT\$30,000,001～NT\$150,000,000	運賃収入の0.6%+NT\$30,000	運賃収入の0.5%+NT\$30,000
NT\$150,000,001～	運賃収入の0.5%+NT\$180,000	運賃収入の0.4%+NT\$180,000

5. 外貨建て輸出取引を行う者
上記 1.～ 4.に加え、外貨収入の2%

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。